

< 参 考 资 料 >

28財主財第68号

平成28年8月5日

殿

東京都副知事

安藤立美

川澄俊文

中西充

山本隆

平成29年度予算の見積りについて（依命通達）

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復に向かうことが期待される。一方で、少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因を背景に、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあることに加え、アジア新興国の景気の下振れや英国のEU離脱問題など、今後の景気の動向には注視が必要である。

こうした中、今日の都政は、子供を安心して産み育てられる環境や、年を取っても安心して暮らせる環境整備、首都直下地震に備えた災害に強い都市づくりの推進、東京の経済を支える中小企業への支援など、都民が直面する課題を解決し、子供や女性、高齢者など全ての人々がいきいきと生活し、活躍できるよう変化していくことが求められる。

同時に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と、将来世代に引き継ぐレガシーの構築に向けて万全を期すことはもとより、国際競争力の向上に資するインフラ整備や観光産業の活性化など、東京が日本のエンジンとして国全体の成長につながる施策を積極的に講じていくことも求められる。

都政に課されたこれらの課題に対し、将来にわたって時宜にかなった施策を戦略的に展開していくためには、従来にも増して創意工夫を凝らし、施策の見直し・再構築を図るなど、一つひとつの施策について、その効率性や実効性を向上させ、徹底的に無駄を排除することが必要である。

平成 29 年度予算は、新しい東京の未来に向けて改革を推し進める予算として、

第一に、東京が抱える課題解決に向けて積極果敢に取り組み、未来への成長創出に向けた改革を進めていくこと

第二に、全ての事業の総点検を実施し、無駄の排除を徹底して行うなど、都民ファーストの視点に立った財政構造改革の一層の推進を図ることを基本として編成することとする。

したがって、平成 29 年度予算の見積りに当たり、各局は、この基本方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

1 平成 29 年度予算は、東京が抱える課題解決に向けて積極果敢に取り組み、未来への成長創出に向けた改革を進めると同時に、全ての事業の総点検を実施し、無駄の排除を徹底して行うなど、都民ファーストの視点に立った財政構造改革の一層の推進を図るため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見積りを行うこと。

(1) 都の行う全ての施策及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味するとともに、抜本的な対策が必要な課題に対しては直ちに対応を図るなど、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた見積りとする

こと。
事業評価については、施設整備評価や情報システム関係評価、監理団体等を通じて実施している都事業、特別会計（準公営企業会計を含む。）、歳入及び監査結果を活用した見直しなど、これまで進めてきた取組を不断に実施することはもとより、終期を迎える事業の事後検証を徹底して行うなど、その取組の更なる強化を図ること。

(2) 「2020 年に向けた実行プラン（仮称）」については、「2020 年に向けた実行プラン（仮称）」策定方針（平成 28 年 8 月 5 日付 28 政計計第 132 号）に基づき、事業案を作成し、必要な経費を要求すること。

なお、「2020 年に向けた実行プラン（仮称）」の事業案に係る経費についてはシーリングの枠外とするが、要求に当たっては、これまでの取組や新たな施策展開に対する事業の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、十分に分析・検証を行うこと。

(3) 経費については、別紙の基準に基づいて区分し、所要額を見積もること。

なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業見直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。

ア 義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、原則として平成28年度予算額の範囲内で所要額を見積もること。

ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担はもとより、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠についても十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

なお、原則として平成28年度予算額の範囲内とするが、これにより難いときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

(4) 全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底して行うことで、一層の無駄の排除や事業の有効性・実効性の確保につなげていくこと。

(5) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を前提として、都政の重要課題への集中的な対応に向けて、後年度の負担を明らかにした上で必要な経費を見積もること。

2 職員定数については、事務事業の必要性などを厳しく吟味するとともに、事業評価による検証なども活用しながら、アウトソーシングを推進するなど、業務執行方法の抜本的な見直しを図り、解決すべき重要課題にマンパワーをシフトするなど職員配置の最適化を進めること。

あわせて、業務を着実に遂行する観点から、多様な人材の確保・活用を進めながら、柔軟で機能性の高い執行体制を構築すること。

3 東京都監理団体については、都政の一体的運営を担う「都政グループ」の

一員であることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、都の施策や団体を取り巻く環境の変化に応じて、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、多様な視点から経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、監理団体に対する財政支出については、事業評価の取組を強化し、都事業としての事業効果や効率性を高めるとともに、団体で実施する妥当性等についても評価を行うこと。

また、監理団体の経営の効率化、自立化の促進及び都と監理団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

なお、報告団体に対する財政支出についても、事業評価の取組を強化し、内容や方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

- 4 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

- 5 庁舎など施設の新築、改築及び改修等については、「第二次主要施設 10 年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方にに基づき、あらゆる施設について、事業の在り方を踏まえた整備の必要性を検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得に係る経費については、事業そのものの必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、事業評価の取組を強化し、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

- 6 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明ら

かにすること。

7 歳入の見積りに当たっては、財源の的確な把握はもとより、事業評価の取組を強化した上で、更なる収入確保を図ること。

(1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

(2) 国庫支出金については、国の経済・財政一体改革や予算編成の動向を踏まえつつ、都にとって不合理な制度設計や運用等のないよう関係省庁に対し、強く求めるとともに、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

(3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。

(4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ることにより、収入の確保に努めること。

(6) 集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組については、充当可能な基金の活用にも努めること。

8 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制について不断の検証を徹底し、職員定数の一層の見直しを進めるなど、経費を十分に精査し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

別 紙

区 分	経 費 の 内 容
義務的経費	<p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの</p> <p>① 給与関係費（時間外勤務手当等を除く。）</p> <p>② 公債費及び過年度分利子補給経費</p> <p>③ 税連動経費及びこれに準ずる経費</p>
自律的経費	<p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局がその責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経費</p> <p>① 管理事務費、施設運営事務費、維持管理費（情報システム経費を含む。ただし、システムの改善に要する経費は除く。）、法令運用事務経費その他経常的・定型的な経費</p> <p>② 投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの</p>
政策的経費	<p>事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費</p>
指定事業	<p>一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの</p>

【特例的取扱い】

- ① 特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。
- ② 特定財源が確実に増となると見込まれることにより、一般財源が前年度と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

- ③ 人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。

平成 29 年度予算編成方針

我が国の景気は、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が期待される。一方で、少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因を背景に、いまだ個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあることに加え、海外景気の不確実性や金融資本市場の変動の影響など、今後の景気の動向には注視が必要である。

こうした中、今日の都政は、首都直下地震への備え、待機児童の解消など子供を安心して産み育てられる環境の整備、これまでに経験したことのない超高齢化の進行に対応する医療・介護基盤の整備など、都民が直面する課題解決に向けて取組を加速化していかなければならない。

加えて、科学技術の飛躍的な進歩による経済活動や都民生活の変革、低炭素社会の実現をはじめ環境施策の充実など、新たな政策の構築が必要とされる社会的変動が生じているほか、恒久的な長時間労働や出産か仕事かを選択しなくてはならない社会の仕組みなど、これまで当然と思われてきた人々の暮らし方や生き方、考え方を根本的に改め、誰もがいきいきと暮らし、生活と仕事を調和させ、豊かに暮らせる成熟した社会の実現に向けた政策の展開が求められている。

同時に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と、次世代に継承していくソフト・ハード両面での確かなレガシーの構築に向け万全を期すこと、国際競争力の向上に資するインフラ整備や観光産業の活性化など、日本全体の成長にもつながる施策を積極的に講じていかなければならない。

都政に求められる役割が、多様化、高度化するこのような状況にあつて、今、都がなすべきことは、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に掲げる将来像と、更にその先にある明るい東京の将来「Beyond2020」を見据え、一つひとつの施策を都民ファーストの視点から練り上げ、都民の共感を推進力に力強く前へ進めていくことである。

そのため、全ての施策について、過去の慣例にとらわれることなく、改めてその必要性や有益性等を検証するとともに、必要な投資は積極的に行うことにより、施策の実効性・効率性を高めていく。その上で、都債や基金を計画的かつ戦略的に活用することで、将来にわたって強固で弾力的な財政基盤を構築し、都民ファーストの「新しい東京」実現のための礎を築いていく。

平成 29 年度予算は、「『新しい東京』の実現に向けた改革を強力に推し進め、明るい未来への確かな道筋を紡ぐ予算」と位置付け、

- 1 「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の3つのシティの実現に向けて、東京が抱える課題の解決とより一層の成長創出のための施策展開を力強く進めること
- 2 全ての事業の総点検を実施し、無駄の排除を徹底して行うなど、都民ファーストの視点に立った財政構造改革の一層の推進を図ること

を基本として、下記により編成することとする。

記

- 1 安全・安心・元気な「セーフ シティ」、誰もがいきいきと生活・活躍できる「ダイバーシティ」、世界に開かれ成長を続ける「スマート シティ」の3つのシティに向けた取組など、「新しい東京」の実現に向けた施策に財源を重点的に配分する。

「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」の平成29年度事業費については、確実に計上する。

- 2 都の行う全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底するなど、スクラップ・アンド・ビルドの視点から、必要な見直し・再構築を行った上で、所要額を計上する。

経費の計上に当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、これまで以上に創意工夫を凝らすとともに、過去の決算や執行状況を徹底的に分析・検証し、事業の評価や実績を踏まえたものとする。

なお、事業評価については、関係部局と連携した取組や、新たな公会計手法を用いたコスト分析の活用など、これまで進めてきた取組を不断に実施するとともに、事後検証を徹底して行うことで、一層の無駄の排除や事業の有効性・実効性の確保につなげるなど、その取組の更なる強化を図る。

- (1) 経常経費のうち、自律的経費の計上については、各局の責任において見直し・再構築を行い、十分に精査する。それ以外の経費についても、前項の趣旨に則った精査を行う。
- (2) 投資的経費については、重点的かつ計画的な事業量確保と事業執行の平準化を図っていく。

施設建設等については、「第二次 主要施設10か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方にに基づき、事業のあり方、必要性などを検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を計上する。

なお、民間活力の活用を積極的に図ることなどにより、建築・土木コストの適正化に努める。

- 3 職員定数については、引き続き効率的な執行体制の整備のため必要な見直しを行うとともに、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に掲げる重要課題等に的確に対応するため必要な体制・人員を措置する。
- 4 監理団体については、都政の一体的運営を担う「都政グループ」の一員であることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、その存在意義を検証し、あり方や事業について不断の見直しを行う。併せて、経営の効率化、自立化の促進及び都と監理団体との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。
また、監理団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組などを通じ、内容や方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。
- 5 区市町村に対しては、地方分権を推進する観点から、役割分担を一層明確化し、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図る視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図る。
- 6 都税については、今後の経済動向等を的確に見通した上で、税制改正による影響等を含め、年間収入見込額を計上する。
- 7 都債については、将来の財政負担と発行余力の確保に配慮して抑制を基調とし、投資的経費等の財源として適切に活用する。
- 8 基金については、3つのシティの実現に向けた施策展開に必要な財政需要への対応を図るとともに、中長期的な政策展開への備えにも配慮しつつ、戦略的な活用を図る。
- 9 国庫支出金については、積極的な確保に努めることとし、国の予算編成の動向を踏まえ、年間内示見込額を計上する。
- 10 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行い、都民生活への影響等にも配慮しつつ、所要の改定を行う。
- 11 特別会計（準公営企業会計を含む。）については、一般会計と同一の基調に立って、過去の決算や執行状況、事業効果などを踏まえた評価を行うとともに、会計設立の趣旨などを改めて検証した上で、所要額を計上する。

殿

東京都副知事

安藤立美

川澄俊文

中西充

山本隆

平成29年度予算の執行について（依命通達）

我が国の景気は、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が期待される。一方で、少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因を背景に、いまだ個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあることに加え、海外景気の不確実性や金融資本市場の変動の影響など、今後の景気の動向には注視が必要である。

こうした中、今日の都政は、首都直下地震への備え、待機児童の解消など子供を安心して産み育てられる環境の整備、これまでに経験したことのない超高齢化の進行に対応する医療・介護基盤の整備など、都民が直面する課題解決に向けて取組を加速化していかなければならない。

加えて、科学技術の飛躍的な進歩による経済活動や都民生活の変革などを踏まえた、新たな発想に基づく政策や、ライフ・ワーク・バランスの充実や女性の活躍推進など、誰もがいきいきと暮らし、豊かに暮らせる成熟した社会の実現に向けた政策の展開が求められている。

同時に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と、次世代に継承していくソフト・ハード両面での確かなレガシーの構築に向け万全を期すこと、国際競争力の向上に資するインフラ整備や観光産業の活性化など、日本全体の成長にも

つながる施策を積極的に講じていかなければならない。

都政に求められる役割が、多様化、高度化するこのような状況にあって、今、都がなすべきことは、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に掲げる将来像と、更にその先にある明るい東京の将来「Beyond2020」を見据え、一つひとつの施策を都民ファーストの視点から練り上げ、都民の共感を推進力に力強く前へ進めていくことである。

平成29年度予算は、「『新しい東京』の実現に向けた改革を強力に推し進め、明るい未来への確かな道筋を紡ぐ予算」と位置付け、

第一に、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の3つのシティ実現に向けて、東京が抱える課題の解決とより一層の成長創出のための施策展開を力強く進めること

第二に、全ての事業の総点検を実施し、無駄の排除を徹底して行うなど、都民ファーストの視点に立った財政構造改革の一層の推進を図ることを基本として編成した。

平成29年度予算の執行に当たっては、予算に計上した施策の目的が確実に達成されることが極めて重要であり、その趣旨に沿って時機を逸することなく着実に実施する必要がある。

とりわけ、予算の執行過程においては、賢い支出に努め、事業評価などを通じ、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを不断に行い、一つひとつの事業の効果が最大限に発揮されるよう、様々な創意工夫を凝らしていくことが重要である。そして、これらの取組による改善の方策については、平成29年度予算の執行のみならず、平成30年度の予算編成にも確実に反映させていかなければならない。

よって、貴職におかれては、現下の都財政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、下記の事項に留意の上、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命によって通達する。

記

第1 全般的事項

都の行う全ての事業について、予算執行の過程においても、事業評価の取組などを通じ、施策の効率性や実効性をより一層高める努力や工夫を徹底して行い、導き出された改善の方策等を事業計画や執行などに的確に反映していくこと。

また、事業評価の取組については、歳出はもとより、歳入や特別会計（準公営企業会計を含む。）についても、多面的な検証を行い、その結果を執行、歳入確保などに的確に反映していくこと。

第2 歳出について

- 1 「平成 29 年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から更に精査を行った上で、年間執行計画を策定するとともに、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」に掲げる将来像の実現に向けた取組など、予算に計上した事業について、時機を逸することなく取り組むとともに、その目的が確実に達成できるよう着実な執行を図ること。
- 2 事業の実施に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう、その経済性、効率性を確保することはもとより、都民ファーストの視点に立ち、あらゆる創意工夫により経費の一層の節減と都民サービスの更なる向上を図るなど、各局の責任の下で不断の見直しを行うこと。
- 3 投資的経費については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた競技施設等の着実な整備、無電柱化の推進など災害に強いまちづくり、都市機能を進化させる骨格幹線道路等のインフラ整備などに対し重点的に財源を配分したところであるが、執行に当たっては、市場の動向を踏まえ予定価格を適正に設定するとともに、品質確保の観点にも配慮しつつ、迅速な事業着手と発注時期の平準化など計画的な事業執行に努めること。

なお、国庫補助事業については、都への配分状況に十分留意すること。

- 4 監理団体については、多様な視点から経営改革を進めるとともに、効率的かつ効果的な事業執行を図るよう、適切な指導監督を行うこと。

なお、監理団体を通じて実施している都事業についても、引き続き事業評価を行い、これまでの取組状況、成果等の分析・検証を進め、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

また、監理団体以外の団体を通じて実施している都事業についても事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

- 5 不測の事態に備えるとともに、経費の更なる効率的執行を図るため、局において必要な経費の一部を保留すること。

第3 歳入について

- 1 都税収入については、経済の動向に留意しつつ、課税対象を的確に把握し、脱漏のないように努めることはもとより、区市町村との連携や機動的な組織運営によって、より一層滞納整理を促進するなど、税込確保に向けた取組を推進すること。

- 2 国庫支出金については、都市基盤の整備をはじめ、ハード・ソフト両面において首都東京が推進すべき取組の重要性を踏まえ国に十分な働き掛けを行い、需要に応じた配分が得られるよう努めること。

また、関係省庁に対し、財源調整措置の廃止など国庫支出金制度の改善合理化について引き続き強く要望することで、国庫補助金の内示に際し、不交付団体に対する特別な調整を行うことのないよう働き掛けること。

- 3 その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、引き続き事業評価を行い、更なる収入確保の取組を進めることで、増収に向けて最大限の努力を図っていくこと。

また、貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

第4 特別会計

特別会計（準公営企業会計を含む。）については、施策の効率性・実効性を一層向上させる観点から、引き続き事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映させていくこと。

第5 予算関係事案の処理について

1 予算関係事案のうち、次の各号のいずれかに該当するものを決定しようとする場合は、財務局に協議すること。

(1) 次に掲げるものに係る事案

ア 都行政の運営に関する一般方針の確定

イ 都が執行すべき事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定、変更及び廃止

ウ 成立した予算に係る事務事業についての基本的執行方針の決定

エ 成立した予算に係る局の事務事業についての執行計画の設定、変更及び廃止

(2) 委託料の支出に係る事案のうち、調査委託等で別に財務局長が指定する事案

(3) 落札差金及び設計差金の使用に係る事案

(4) 用地会計による用地取得に係る事案

(5) 前各号に掲げるもののほか、別に財務局長が指定する事案

2 財務局への協議は、知事決定事案については財務局長、局長決定事案については財務局主計部長、部長又は課長決定事案については財務局主計部各課長（財政課長、予算各課長及び公債課長）に対して行うこと。

使用料・手数料の改定等

1 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

2 改定等に当たっての考え方

- ① 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ② 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ③ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率 1.5 倍を限度として改定を行います。

3 対象条例等の数及び影響額（一般会計）

区 分	対象条例等の数	影響額(億円)	
		初年度	平年度
料 額 の 改 定	4	0. 6	0. 7
料 額 の 新 設	1	0. 1	0. 1
合 計	5	0. 7	0. 8

* この他に、準公営企業会計で1条例の改定を行います。

4 主な改定等項目

(1) 料額を改定するもの

○ 体育施設の利用料金（上限額）

駒沢オリンピック公園総合運動場

屋内球技場（全日）入場料有	281,590円 → 1,025,220円
入場料無	125,150円 → 187,730円

武蔵野の森総合スポーツプラザ

サブアリーナ（全日）入場料有	【新設】 1,573,000円
入場料無	【新設】 787,000円

○ 都立公園の占用料

電柱（特別区・1本・月額）	962円 → 994円
標識（特別区・1本・月額）	687円 → 710円

○ 海上公園の土地の使用料

お台場海浜公園（1㎡・月額）	1,396円 → 1,468円
辰巳の森海浜公園（1㎡・月額）	505円 → 543円

○ 海上公園施設の使用料

お台場海浜公園

水陸両用車用スロープ（1箇所・月額）	【新設】 717,000円
--------------------	---------------

(2) 料額を新たに設けるもの

○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

（工場等用途以外の非住宅部分・モデル建物法）	235,700円
------------------------	----------

平成29年度中央卸売市場会計補正予算について

1 補正予算編成の考え方

豊洲市場への移転延期に伴い、市場関係業者に生じている損失に対する補償を実施するため、補正予算を編成した。

2 補正事項

中央卸売市場会計

区 分	今回補正	既定予算	計
	百万円	百万円	百万円
収益的支出	5, 000	27, 888	32, 888

※ 地方公営企業法施行令第24条第2項に基づく、建設改良積立金の目的外使用による対応を予定

(参考) 平成29年度中央卸売市場会計予算

【収益的収支】

(単位：百万円)

区 分	今回補正	既定予算	計
収益的収入	-	21,969	21,969
うち一般会計補助金	-	4,205	4,205
収益的支出	5,000	27,888	32,888
営業費用	-	23,082	23,082
管理費	-	16,250	16,250
業務費	-	144	144
減価償却費等	-	6,688	6,688
営業外費用等	-	4,806	4,806
特別損失	5,000	-	5,000
純損益	△5,000	△5,919	△10,919

【資本的収支】

(単位：百万円)

区 分	今回補正	既定予算	計
資本的収入	-	2	2
資本的支出	-	9,449	9,449
差引	-	△9,447	△9,447

(注) 各計数は、原則として表示単位未満を四捨五入している。

平成 29 年度予算概要

平成 29 年 4 月発行

印刷物規格表第 2 類

印刷番号 (28) 26

編集・発行 東京都財務局主計部財政課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03-5388-2669

印刷 株式会社 まこと印刷